

【教育標準認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）の場合】

○ 平成29年度の利用者負担額表（月額）

（平成29年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額 （ ）は二人目の金額
区分	定義	推定年収（注②）	
a	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	—	0円
b 1	a階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 ※ 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	3,000円 (0円)
c 1	a階層及びb階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	77,100円以下 ※	9,000円 (4,500円)
d		77,101円以上 211,200円以下	～680万円 14,700円 (7,350円)
e		211,201円以上	680万円～ 19,900円 (9,950円)

平成30年4月より軽減されます

※ b階層及びc階層のうちひとり親家庭等の世帯に係る徴収額

この表におけるひとり親家庭等の世帯とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

b 0	a階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	0円
c 0	a階層及びb階層を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	～360万円	3,000円 (0円)

○ 平成30年度の利用者負担額表（月額）

（平成30年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額 （ ）は二人目の金額
区分	定義	推定年収（注②）	
a	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	—	0円
b 1	a階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 ※ 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	3,000円 (0円)
c 1	a階層及びb階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	77,100円以下 ※	6,400円 (3,200円)
d		77,101円以上 211,200円以下	～680万円 14,700円 (7,350円)
e		211,201円以上	680万円～ 19,900円 (9,950円)

※ b階層及びc階層のうちひとり親家庭等の世帯に係る徴収額

この表におけるひとり親家庭等の世帯とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

b 0	a階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	0円
c 0	a階層及びb階層を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	～360万円	3,000円 (0円)